

議第3号

檀原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
檀原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように定める。

令和5年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び同法第252条の17の3第1項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第9項において準用する場合を含む。）の規定により市に適用がある奈良県の条例又は規則を含む。）並びに申請、届出その他の手続に係る市の機関が定める規程をいう。

(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 市の執行機関又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の市の機関に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（申請等を受ける市の機関以外の者を經由して行われる申請等における当該申請等を受ける市の機関以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（処分通知等を行う市の機関以外の者を經由して行う処分通知等における当該処分通知等を行う市の機関以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(8) 縦覧等 市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受

ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法又は納付の時期が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる
手続等について適用し、施行日前に行われた手続等については、なお従前の例による。

理由 市の条例等を根拠とする行政手続のデジタル化において、必要な事項を定める条例
を制定するもの

議第 4 号

 榑原市税外債権管理条例の一部改正について

 榑原市税外債権管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

 令和 5 年 3 月 1 日提出

 榑原市長 亀田 忠彦

 榑原市税外債権管理条例の一部を改正する条例

 榑原市税外債権管理条例（令和元年榑原市条例第 3 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（情報の利用等） 第 5 条 市長は、税外債権が履行期限までに履行されない場合においては、その管理を行う事務の実施に必要な範囲で、その債務者及びその保証人（以下「債務者等」という。）に関する情報であって規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、同一の執行機関内において利用し、又は他の執行機関に提供を求めることができる。ただし、当該情報が、地方税法第 2 2 条の秘密に該当する場合にあつては、当該情報を第 8 条の滞納処分又は徴収猶予、換価の猶予若しくは滞納処分の執行停止（以下「滞納処分等」という。）を行うために利用するときその他規則で定めるときを除き、この限りでない。 2・3 （略）	（情報の利用等） 第 5 条 市長は、税外債権が履行期限までに履行されない場合においては、<u>債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは</u>、その管理を行う事務の実施に必要な範囲で、その債務者及びその保証人（以下「債務者等」という。）に関する情報であって規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、同一の執行機関内において利用し、又は他の執行機関に提供を求めることができる。ただし、当該情報が、地方税法第 2 2 条の秘密に該当する場合にあつては、当該情報を第 8 条の滞納処分又は徴収猶予、換価の猶予若しくは滞納処分の執行停止（以下「滞納処分等」という。）を行うために利用するときその他規則で定めるときを除き、この限りでない。 2・3 （略）

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理由 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の利用目的以外の利用及び提供についての見直しが行われたため、所要の改正を行うもの

議第 5 号

 檀原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

檀原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

檀原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 2 3 年檀原市条例第 2 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。
（1） 博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号） <u>第 1 0 条</u> の登録を受ける博物館の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 7 号から第 9 号まで及び第 1 2 号に掲げる事務のうち、当該博物館のみに係るものを含む。）。	（1） 博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号） <u>第 1 1 条</u> の登録を受ける博物館の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 7 号から第 9 号まで及び第 1 2 号に掲げる事務のうち、当該博物館のみに係るものを含む。）。
（2）・（3） （略）	（2）・（3） （略）

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理由 博物館法の一部改正により、条項が整理されたため、所要の改正を行うもの

議第 6 号

檀原市駐車場条例の一部改正について

檀原市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市駐車場条例の一部を改正する条例

檀原市駐車場条例（昭和 5 7 年檀原市条例第 1 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（路外駐車場の設置等） 第 1 条 本市は、道路の効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、あわせて自動車利用者の利便に資するとともに都市の機能の維持及び増進に寄与するため、駐車場法（昭和 3 2 年法律第 1 0 6 号）の規定による路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 (略)	（路外駐車場の設置等） 第 1 条 本市は、道路の効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、あわせて自動車利用者の利便に資するとともに都市の機能の維持及び増進に寄与するため、駐車場法（昭和 3 2 年法律第 1 0 6 号）の規定による路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。<u>ただし、畝傍御陵前駅東駐車場屋上階については路外駐車場から除き、庁用自動車を駐車するための専用の区画とする。</u> (略)

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理由 畝傍御陵前駅東駐車場の屋上階を、庁用自動車専用駐車場とするため、所要の改正を行うもの

議第 7 号

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和 5 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年檀原市条例第 2 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
	<u>（安全計画の策定等）</u> <u>第 8 条 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、事業に従事する職員（以下「職員」という。）</u>、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 <u>2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> <u>3 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>

改 正 前	改 正 後
(職員の一般的要件等) <u>第8条</u> 事業に従事する職員（以下「職員」という。）は、心身が健康で、豊かな人間性と倫理観を備え、事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 2・3 (略) <u>第9条～第12条</u> (略) (衛生管理等) <u>第13条</u> (略)	<u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> <u>第9条</u> 事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。 (職員の一般的要件等) <u>第10条</u> 職員は、心身が健康で、豊かな人間性と倫理観を備え、事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 2・3 (略) <u>第11条～第14条</u> (略) <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第15条</u> 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 <u>2</u> 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 <u>3</u> 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) <u>第16条</u> (略)

改 正 前	改 正 後
2 事業者は、事業所において感染症及び食中毒が発生し、まん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 3 (略) <u>第14条～第21条</u> (略) 附 則 1 (略) (支援員の経過措置) 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、<u>第10条</u>第3項の規定の適用については、同項中「研修を修了したもの」とあるのは、「研修を修了したもの（令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u> 3 (略) <u>第17条～第24条</u> (略) 附 則 1 (略) (支援員の経過措置) 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、<u>第12条</u>第3項の規定の適用については、同項中「研修を修了したもの」とあるのは、「研修を修了したもの（令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第8条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、児童の安全の確保に関する計画の策定の規定等について、所要の改正を行うもの

議第8号

檀原市子ども・子育て会議条例及び檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例の一部改正について
 檀原市子ども・子育て会議条例及び檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和5年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市子ども・子育て会議条例及び檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例の一部を改正する条例
 (檀原市子ども・子育て会議条例の一部改正)
 第1条 檀原市子ども・子育て会議条例(平成25年檀原市条例第18号)の一部を次の表のように改正する。
 (下線部分は改正部分)

新旧対照表	
改 正 前	改 正 後
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第77</u> <u>条</u> 第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、檀原市子ども・子育て会 議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法 <u>第77条</u> 第1項各号に掲げる事務を処理する。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第72</u> <u>条</u> 第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、檀原市子ども・子育て会 議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法 <u>第72条</u> 第1項各号に掲げる事務を処理する。
(檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例の一部改正)	

第2条 檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例(令和3年檀原市条例第36号)の一部を次の表のように改正する。
 (下線部分は改正部分)

新旧対照表	
改 正 前	改 正 後
(利用者負担額)	(利用者負担額)

改 正 前	改 正 後
第5条 特定教育・保育施設は、 <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77，101円未満である場合は、特定教育・保育における食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に要する費用の支払を受けることができない。	第5条 特定教育・保育施設は、 <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77，101円未満である場合は、特定教育・保育における食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に要する費用の支払を受けることができない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理由 子ども・子育て支援法の一部改正により、条項が削られたため、所要の改正を行うもの

議第9号

檀原市国民健康保険条例の一部改正について

檀原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険条例（昭和34年檀原市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（出産育児一時金） 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。 2 （略）	（出産育児一時金） 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。 2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の檀原市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

理由 健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の見直しが行われたため、所要の改正を行うもの

議第10号

檀原市休日夜間応急診療所条例の一部改正について

檀原市休日夜間応急診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市休日夜間応急診療所条例の一部を改正する条例

檀原市休日夜間応急診療所条例（昭和49年檀原市条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
(診療日及び診療時間)				(診療日及び診療時間)			
第5条 診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。				第5条 診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。			
種類	診療日	診療科目	診療時間	種類	診療日	診療科目	診療時間
休日診療	・日曜日	(略)		休日診療	・日曜日	(略)	
	・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日	歯科	午前10時から正午まで及び午後1時から午後9時まで		・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日	歯科	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
・1月2日、1月3日、8月15日及び12月29日から同月31日まで	・1月2日、1月3日、8月15日及び12月29日から同月31日まで						
(略)				(略)			
2 (略)				2 (略)			

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

理由 檀原市休日夜間応急診療所における歯科の運営につき、診療時間を見直すため、所要の改正を行うもの

議第 1 1 号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成 1 2 年檀原市条例第 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	事務	手数料の額	名称	事務	手数料の額
（略）			（略）		
3 2 特殊建築物等敷地 許可申請手数料	建築基準法第 5 1 条ただし書（同法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条 第 2 項において準用する場合を含む。） の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位 置の許可の申請に対する審査	1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円	3 2 特殊建築物等敷地 許可申請手数料	建築基準法第 5 1 条ただし書（同法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条 第 2 項において準用する場合を含む。） の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位 置の許可の申請に対する審査	1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円
（略）			3 2 の 2 建築物の延べ 面積の特例認定申請手数 料	建築基準法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定 に基づく建築物の部分の容積率に関する 特例の認定の申請に対する審査	1 件につき 2 7 , 0 0 0 円
（略）			（略）		
3 6 建築物の高さの特	（略）		3 6 第一種低層住居専	（略）	

改 正 前			改 正 後		
例認定申請手数料			用地域等内における建築物の高さの特例認定申請手数料		
37 建築物の高さの許可申請手数料	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	(略)	37 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	(略)
(略)			(略)		
39の5 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築における住宅の容積率の特例許可申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円	39の5 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築における住宅の容積率の特例許可申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
40 (略)	(略)		40 高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
41 (略)	(略)		41 (略)	(略)	
(略)			(略)		
53 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	(略)	53 一敷地内認定建築物以外の建築物等の建築等認定申請手数料	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	(略)

改 正 前			改 正 後		
53の2 一般地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一般地内認定建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	53の2 一般地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物等の新築又は一般地内認定建築物の増築等の建築等許可申請手数料	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一般地内認定建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査	(略)
53の3 一般地内許可建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一般地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	53の3 一般地内許可建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物等の新築又は一般地内許可建築物の増築等の建築等許可申請手数料	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一般地内許可建築物以外の建築物の新築又は一般地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	(略)
(略)			(略)		
60の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定をを受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	(略)	(略)	60の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定をを受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	(略)	(略)
	備考 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下この項、63の2の項、74の2の項、74の3の項及び75の項から79の項までの備考において「増築等」という。）をする場合にあつて、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項、63の2の項、74の2の項、74の3の項、75の項、77の項及び79の項			備考 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下この項、63の2の項、74の2の項、74の3の項及び75の項から79の項までの備考において「増築等」という。）をする場合にあつて、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項、63の2の項、71の項、73の項、74の2の項、74の3の項、75の項、	

改 正 前				改 正 後			
	において「基準省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。以下この項、63の2の項、74の2の項、74の3の項及び75の項から79の項までの備考において同じ。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）について算定する。				77の項及び79の項において「基準省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。以下この項、63の2の項、74の2の項、74の3の項及び75の項から79の項までの備考において同じ。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）について算定する。		
(略)				(略)			
71 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（72の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査	(略)		71 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（72の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって基	(略)	
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合には、6,700円）			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合には、6,700円）

改 正 前				改 正 後			
	(以下この項において「戸建住宅審査」という。)				準省令第10条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項、73の項、75の項及び77の項において「誘導性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)		
					都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、73の項、75の項及び77の項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項におい	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき23,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)
						床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき24,500円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)

改 正 前				改 正 後			
					て「戸建住宅仕様審査」という。)		
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>共同住宅に係る審査</u> （以下この項において「 <u>共同住宅審査</u> 」という。）	(略)			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>一戸建ての住宅以外の住宅</u> （以下この項、73の項、75の項、77の項及び79の項において「 <u>共同住宅</u> 」という。）であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「 <u>共同住宅標準審査</u> 」という。）	(略)	
		床面積が501件につき1,844平方メートル以上	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）			床面積が501件につき1,844平方メートル以上	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）
					都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>共同住宅</u> であって、誘導仕様基準	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき38,900円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
						床面積が301件につき64,000	

改 正 前				改 正 後			
					を用いたものに係る審査（	0平方メートル以上2, 0	0円（低炭素建築物適
					以下この項において「共同	00平方メー	合計画である場合に
					住宅仕様審査」という。）	トル未満のも	っては、22, 400
						の	円)
						床面積が2, 1	件につき111, 0
						000平方メ	00円（低炭素建築物
						ートル以上5	適合計画である場合に
						, 000平方	あっては、47, 70
						メートル未満	0円)
						のもの	
						床面積が5, 1	件につき165, 0
						000平方メ	00円（低炭素建築物
						ートル以上1	適合計画である場合に
						0, 000平	あっては、84, 00
						方メートル未	0円)
						満のもの	
						床面積が10	1件につき299, 0
						, 000平方	00円（低炭素建築物
						メートル以上	適合計画である場合に
						25, 000	あっては、134, 0
						平方メートル	00円)

改 正 前				改 正 後			
						未満のもの	
						床面積が251件につき501,000平方メートル以上適合計画である場合に50,000平方メートルあつては、202,000円)	
						未満のもの	
						床面積が501件につき828,000平方メートル以上適合計画である場合に	
						のものは、305,000円)	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物（以下この項及び73の項において「その他建築物」という。）であつて同法第54条第1項第1号</u>	(略)			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、73の項、74の2の項、74の3の</u>	(略)	

改 正 前			改 正 後		
	<u>に規定する経済産業大臣、</u> <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> <u>が定める基準（以下この項</u> <u>及び73の項において「誘</u> <u>導基準」という。）のうち</u> <u>、特別な調査又は研究の結</u> <u>果に基づく方法以外の方法</u> <u>を用いたものに係る審査（</u> <u>以下この項において「その</u> <u>他標準審査」という。）</u> 			<u>項、75の項、77の項及</u> <u>び79の項において「非住</u> <u>宅部分」という。）であっ</u> <u>て、基準省令第10条第1</u> <u>項第1号イ（1）及び同号</u> <u>ロ（1）の基準（以下この</u> <u>項、73の項、75の項及</u> <u>び77の項において「標準</u> <u>入力法」という。）を用い</u> <u>たものに係る審査（以下こ</u> <u>の項において「非住宅標準</u> <u>審査」という。）</u> 	
	都市の低炭素化の促進に関 する法律第53条第1項の 規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請に 対する審査のうち、 <u>その他</u> <u>建築物であって誘導基準の</u> <u>うち、特別な調査又は研究</u> <u>の結果に基づく方法を用い</u> <u>たものに係る審査（以下こ</u> <u>の項において「その他モデ</u> 	(略)		都市の低炭素化の促進に関 する法律第53条第1項の 規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請に 対する審査のうち、 <u>非住宅</u> <u>部分であって、基準省令第</u> <u>10条第1項第1号イ（2</u> <u>）及び同号ロ（2）の基準</u> <u>（以下この項、73の項、</u> <u>75の項及び77の項にお</u> 	(略)

改 正 前			改 正 後		
	ル審査」という。)		いて「モデル建物法」とい う。)を用いたものに係る 審査(以下この項において 「非住宅モデル審査」とい う。)		
都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請に対する審査の うち、一戸建ての住宅及び <u>その他建築物</u> に係る審査	1件につき次に掲げる 額を合算した額 (1) <u>戸建住宅審査</u> に係る手数料の額 (2) <u>その他標準審 査又はその他モデル 審査</u> に係る手数料の 額		都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請に対する審査の うち、一戸建ての住宅及び <u>非住宅部分</u> に 係る審査	1件につき次に掲げる 額を合算した額 (1) <u>戸建住宅標準 審査又は戸建住宅仕 様審査</u> に係る手数料 の額 (2) <u>非住宅標準審 査又は非住宅モデル 審査</u> に係る手数料の 額	
都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請に対する審査の うち、共同住宅及び <u>その他建築物</u> に係る 審査	1件につき次に掲げる 額を合算した額 (1) <u>共同住宅審査</u> に係る手数料の額 (2) <u>その他標準審</u>		都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請に対する審査の うち、共同住宅及び <u>非住宅部分</u> に係る審 査	1件につき次に掲げる 額を合算した額 (1) <u>共同住宅標準 審査又は共同住宅仕 様審査</u> に係る手数料 の額 (2) <u>非住宅標準審</u>	

改 正 前				改 正 後			
		査又は <u>その他モデル</u> <u>審査</u> に係る手数料の 額				査又は <u>非住宅モデル</u> <u>審査</u> に係る手数料の 額	
(略)				(略)			
7 3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第5 5条第2項において準用する同法第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（7 4の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	(略)		7 3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第5 5条第2項において準用する同法第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（7 4の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅 <u>であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査</u> （以下この項において「 <u>戸建住宅標準審査</u> 」という。）	(略)	
		床面積が2 0 1平方メートル以上のもの	1 件につき 4 4, 3 0 0円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6, 7 0 0円）		床面積が2 0 1平方メートル未満のもの	1 件につき 2 3, 2 0 0円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6, 7 0 0円）	

改 正 前				改 正 後			
					炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（７４の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）		）
						床面積が２００平方メートル以上のもの	１件につき ２４，５００円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、６，７００円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する同法第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	(略)			都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する同法第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）		
		床面積が５０，０００平方メートル以上のもの	１件につき１，８４４，０００円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、３０５，０００円）			床面積が５０，０００平方メートル以上のもの	１件につき１，８４４，０００円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、３０５，０００円）
					都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する同法第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）		
						床面積が３００平方メートル以上のもの	１件につき３８，９００円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、６，７００円）

改 正 前				改 正 後			
					する法律第55条第2項に において準用する同法第53 条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の変 更の認定の申請に対する審 査のうち、共同住宅であつ て、誘導仕様基準を用いた ものに係る審査（以下この 項において「共同住宅仕様 審査」という。）	0平方メートル未満のもの 0円（低炭素建築物適 合計画である場合に あっては、11,500 円）	0円（低炭素建築物適 合計画である場合に あっては、22,400 円）
					床面積が30 0平方メートル以上2,0 00平方メートル未満のもの の 床面積が2, 000平方メ ートル以上5 ,000平方 メートル未 満のもの の 床面積が5, 000平方メ ートル以上1 0,000平 方メートル未 満のもの	1件につき64,00 0円（低炭素建築物適 合計画である場合に あっては、47,70 0円）	1件につき111,0 00円（低炭素建築物 適合計画である場合に あっては、84,00 0円）

改 正 前				改 正 後			
			(略)			床面積が10	1件につき299,0
						,000平方	00円（低炭素建築物
						メートル以上	適合計画である場合に
						25,000	あつては、134,0
						平方メートル	00円)
						未満のもの	
						床面積が25	1件につき501,0
						,000平方	00円（低炭素建築物
						メートル以上	適合計画である場合に
						50,000	あつては、202,0
						平方メートル	00円)
						未満のもの	
						床面積が50	1件につき828,0
						,000平方	00円（低炭素建築物
						メートル以上	適合計画である場合に
						のもの	あつては、305,0
							00円)
	都市の低炭素化の促進に関 する法律第55条第2項に おいて準用する同法第53 条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の変	(略)				都市の低炭素化の促進に関 する法律第55条第2項に おいて準用する同法第53 条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の変	(略)

改 正 前			改 正 後		
	更の認定の申請に対する審査のうち、<u>その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「<u>その他標準審査</u>」という。）</u>			更の認定の申請に対する審査のうち、<u>非住宅部分であって、標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「<u>非住宅標準審査</u>」という。）</u>	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、<u>その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査（以下この項において「<u>その他モデル審査</u>」という。）</u>	(略)		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、<u>非住宅部分であって、モデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「<u>非住宅モデル審査</u>」という。）</u>	(略)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第5	1件につき次に掲げる		都市の低炭素化の促進に関する法律第5	1件につき次に掲げる

改 正 前			改 正 後		
	5条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び <u>その他建築物</u> に係る審査	額を合算した額 (1) <u>戸建住宅審査</u> に係る手数料の額 (2) <u>その他標準審査又はその他モデル審査</u> に係る手数料の額		5条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び <u>非住宅部分</u> に係る審査	額を合算した額 (1) <u>戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査</u> に係る手数料の額 (2) <u>非住宅標準審査又は非住宅モデル審査</u> に係る手数料の額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び <u>その他建築物</u> に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) <u>共同住宅審査</u> に係る手数料の額 (2) <u>その他標準審査又はその他モデル審査</u> に係る手数料の額		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び <u>非住宅部分</u> に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) <u>共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査</u> に係る手数料の額 (2) <u>非住宅標準審査又は非住宅モデル審査</u> に係る手数料の額
(略)			(略)		
	備考 71の項から74の項までに係る床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する			備考 71の項から74の項までに係る床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する	

改 正 前			改 正 後		
	。 (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（<u>共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。</u>） (2) 認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（<u>共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。</u>）の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）		。 (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積 (2) 認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）		
74の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく	(略)	74の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく	(略)

改 正 前				改 正 後			
	建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、74の3の項、75の項、77の項及び79の項において「非住宅部分」という。）であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査				建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査		
	(略)		(略)				
	(略)						
75 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、200平方メートル未満のものにあっては、200平方メートルとみなす。）	75 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、200平方メートル未満のものにあっては、200平方メートルとみなす。）

改 正 前				改 正 後			
	する審査（76の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、 <u>一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）</u>		っては、6,700円		する審査（76の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、 <u>一戸建ての住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）</u>		っては、6,700円
					<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建て</u>	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき19,700円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円）
					<u>の住宅であって、誘導仕</u>	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき21,100円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円）
					<u>様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</u>		
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3	(略)			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3	(略)	
		床面積が50	1件につき1,840			床面積が50	1件につき1,840

改 正 前				改 正 後			
	4条第1項の規定に基づく、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>同法第11条第1項に規定する住宅部分（一戸建ての住宅を除く。以下この項、77の項及び79の項において「共同住宅」という。）に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）</u>	メートル以上	エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)		4条第1項の規定に基づく、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>共同住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</u>	メートル以上	エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
					建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）		
					床面積が300平方メートル未満のもの		1件につき35,500円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）
					床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1件につき60,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）

改 正 前				改 正 後			
						トル未満のも	っては、22,400
						の	円)
						床面積が2,	1件につき107,0
						000平方メ	00円(建築物エネル
						ートル以上5	ギー消費性能向上基準
						,000平方	適合計画である場合に
						メートル未満	あっては、47,70
						のもの	0円)
						床面積が5,	1件につき162,0
						000平方メ	00円(建築物エネル
						ートル以上1	ギー消費性能向上基準
						0,000平	適合計画である場合に
						方メートル未	あっては、84,00
						満のもの	0円)
						床面積が10	1件につき295,0
						,000平方	00円(建築物エネル
						メートル以上	ギー消費性能向上基準
						25,000	適合計画である場合に
						平方メートル	あっては、134,0
						未満のもの	00円)
						床面積が25	1件につき498,0
						,000平方	00円(建築物エネル

改 正 前				改 正 後			
						メートル以上 50,000 平方メートル 未満のもの	ギー消費性能向上基準 適合計画である場合に あっては、202,0 00円)
						床面積が50 ,000平方 メートル以上 のもの	1件につき872,0 00円(建築物エネル ギー消費性能向上基準 適合計画である場合に あっては、305,0 00円)
	建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第3 4条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能 向上計画の認定の申請に対 する審査のうち、同法第1 1条第1項に規定する非住 宅部分であって基準省令第 10条第1号イ(1)及び ロ(1)の基準を用いたも のに係る審査(以下この項 において「非住宅標準審査	(略)			建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第3 4条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能 向上計画の認定の申請に対 する審査のうち、 <u>非住宅部 分であって、標準入力法を 用いたものに係る審査(以 下この項において「非住宅 標準審査」という。)</u>	(略)	

改 正 前			改 正 後		
	」という。) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって<u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)</u>	(略)		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、<u>モデル建物法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)</u>	(略)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) <u>戸建住宅審査</u>に係る手数料の額 (2) (略)		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) <u>戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査</u>に係る手数料の額 (2) (略)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく	1件につき次に掲げる額を合算した額		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく	1件につき次に掲げる額を合算した額

改 正 前				改 正 後			
	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		(1) <u>共同住宅審査</u> に係る手数料の額 (2) (略)		建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		(1) <u>共同住宅標準 審査又は共同住宅仕様審査</u> に係る手数料 の額 (2) (略)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査		認定申請に係る全ての建築物について、次に掲げる額を合算した額 (1) <u>戸建住宅審査</u> に係る手数料の額 (2) <u>共同住宅審査</u> に係る手数料の額 (3) (略) (4) (略)		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査		認定申請に係る全ての建築物について、次に掲げる額を合算した額 (1) <u>戸建住宅標準 審査又は戸建住宅仕様審査</u> に係る手数料 の額 (2) <u>共同住宅標準 審査又は共同住宅仕様審査</u> に係る手数料 の額 (3) (略) (4) (略)
(略)				(略)			
77 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において	(略)		77 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において	(略)	
		床面積が200平方メートル	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）			床面積が200平方メートル	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）

改 正 前				改 正 後			
	準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	ル以上のもの	一消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円		準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	ル以上のもの	一消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円
					建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき19,700円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円）
					建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき21,100円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合に

改 正 前				改 正 後			
					(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)		っては、6,700円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	(略)			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	(略)	
		床面積が501平方メートル以上	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円）			床面積が501平方メートル以上	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円）
					建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき35,500円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）
						床面積が301平方メートル以上	1件につき60,000円

改 正 前				改 正 後			
					のうち、共同住宅であつて	0平方メートル以上2, 0	0円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22, 400
					誘導仕様基準を用いたもの	00平方メートル未満のもの	円)
					のに係る審査（以下この項		
					において「共同住宅仕様審		
					査」という。）		
						床面積が2, 1件につき107, 0	
						000平方メートル以上5	00円（建築物エネルギー消費性能向上基準
						, 000平方メートル未満	適合計画である場合に
						のものは、47, 70	
						のもの	0円)
						床面積が5, 1件につき162, 0	
						000平方メートル以上1	00円（建築物エネルギー消費性能向上基準
						0, 000平方メートル未	適合計画である場合に
						満のものは、84, 00	
						満のもの	0円)
						床面積が101件につき295, 0	
						, 000平方メートル以上	00円（建築物エネルギー消費性能向上基準
						25, 000平方メートル	適合計画である場合に
						あつては、134, 0	

改 正 前				改 正 後			
						未満のもの	00円)
						床面積が25	1件につき498,0
						,000平方	00円(建築物エネル
						メートル以上	ギー消費性能向上基準
						50,000	適合計画である場合に
						平方メートル	あつては、202,0
						未満のもの	00円)
						床面積が50	1件につき872,0
						,000平方	00円(建築物エネル
						メートル以上	ギー消費性能向上基準
						のもの	適合計画である場合に
							あつては、305,0
							00円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第10条	(略)			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて標準入力法を用い	(略)	

改正前			改正後		
	第1号イ（1）及びロ（1）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）			たものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	（略）		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつてモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	（略）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物	1件につき次に掲げる額を合算した額 （1） 戸建住宅審査		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物	1件につき次に掲げる額を合算した額 （1） 戸建住宅標準

改 正 前			改 正 後		
	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更 の認定の申請に対する審査のうち、一戸 建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	に係る手数料の額 (2) (略)		建築物エネルギー消費性能向上計画の変更 の認定の申請に対する審査のうち、一戸 建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	<u>審査又は戸建住宅仕 様審査に係る手数料 の額</u> (2) (略)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第36条第2項において準用す る同法第34条第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能向上計画の変更 の認定の申請に対する審査のうち、共同 住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる 額を合算した額 (1) <u>共同住宅審査</u> に係る手数料の額 (2) (略)		建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第36条第2項において準用す る同法第34条第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能向上計画の変更 の認定の申請に対する審査のうち、共同 住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる 額を合算した額 (1) <u>共同住宅標準 審査又は共同住宅仕 様審査に係る手数料 の額</u> (2) (略)
				<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第36条第2項において準用す る同法第34条第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能向上計画の変更 の認定の申請に対する審査のうち、同条 第3項の規定により記載された複数の建 築物による建築物エネルギー消費性能向 上計画の認定の申請に係る審査</u>	<u>認定申請に係る全ての 建築物について、次に 掲げる額を合算した額</u> (1) <u>戸建住宅標準 審査又は戸建住宅仕 様審査に係る手数料 の額</u> (2) <u>共同住宅標準 審査又は共同住宅仕 様審査に係る手数料 の額</u>

改 正 前			改 正 後		
					(3) <u>非住宅標準審査に係る手数料の額</u> (4) <u>非住宅モデル審査に係る手数料の額</u>
(略)			(略)		
7 9 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	(略)	(略)	7 9 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	(略)	(略)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4 1 条第1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1 条第1 項第2 号イ (2) <u>(i)</u> 及びロ (2) 又は同号イ (3) 及びロ (3) の基準を用いたものに係る審査 (以下この項において「戸建住宅仕様等審査」という。)	(略)		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4 1 条第1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1 条第1 項第2 号イ (2) 及びロ (2) 又は同号イ (3) 及びロ (3) の基準を用いたものに係る審査 (以下この項において「戸建住宅仕様等審査」という。)	(略)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4 1 条第1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1 条第1 項第2 号イ (2) <u>(ii)</u> 及びロ (2) 又は同号イ (	(略)		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4 1 条第1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1 条第1 項第2 号イ (2) 及びロ (2) 又は同号イ (3) 及	(略)

改 正 前			改 正 後		
	3) 及びロ (3) の基準を用いたものに 係る審査 (以下この項において「共同住 宅仕様等審査」という。)			びロ (3) の基準を用いたものに係る審 査 (以下この項において「共同住宅仕様 等審査」という。)	
	(略)			(略)	
	備考 75の項から79の項までに係る床面積は、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する 。 (1) 建築物を建築する場合 (第3号に掲げる場合及び移転す る場合を除く。)、修繕若しくは模様替をする場合 (第3号に 掲げる場合を除く。) 又は建築物の <u>エネルギーの消費性能向上</u> のための空気調和設備等の設置若しくは改修する場合 (第3号 に掲げる場合を除く。) 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若し くは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積 (共同住宅 の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除 く。) (2) (略) (3) 認定を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する 場合 (移転する場合を除く。)、修繕若しくは模様替をする場 合又は建築物の <u>エネルギーの消費性能向上</u> のための空気調和設 備等の設置若しくは改修をする場合 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若し			備考 75の項から79の項までに係る床面積は、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する 。 (1) 建築物を建築する場合 (第3号に掲げる場合及び移転す る場合を除く。)、修繕若しくは模様替をする場合 (第3号に 掲げる場合を除く。) 又は建築物の <u>エネルギーの消費性能の一 層の向上</u> のための空気調和設備等の設置若しくは改修する場合 (第3号に掲げる場合を除く。) 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若し くは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積 (共同住宅 の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除 く。) (2) (略) (3) 認定を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する 場合 (移転する場合を除く。)、修繕若しくは模様替をする場 合又は建築物の <u>エネルギーの消費性能の一層の向上</u> のための空 気調和設備等の設置若しくは改修をする場合 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若し	

改 正 前		改 正 後	
	くは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。）の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）		くは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。）の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
(略)		(略)	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の橿原市手数料徴収条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理由 建築基準法及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、省エネ改修等を円滑化するための延べ面積及び高さ制限の特例、都市の低炭素化の促進に関する法律の認定の誘導仕様基準等が新たに定められたため、所要の改正を行うもの

議第 1 2 号

 檀原市道路占用料に関する条例等の一部改正について

 檀原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

 令和 5 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

 檀原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

 (檀原市道路占用料に関する条例の一部改正)

第 1 条 檀原市道路占用料に関する条例（昭和 3 1 年檀原市条例第 3 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前					改 正 後				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
占用物件		基準		単位に対する占 用料 (単位 円)	占用物件		基準		単位に対する占 用料 (単位 円)
		期間	単位				期間	単位	
法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第 1 種電柱	年	1 本	<u>7 3 0</u>	法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第 1 種電柱	年	1 本	<u>8 0 0</u>
	第 2 種電柱			<u>1, 1 0 0</u>		第 2 種電柱			<u>1, 2 0 0</u>
	第 3 種電柱			<u>1, 5 0 0</u>		第 3 種電柱			<u>1, 7 0 0</u>
	第 1 種電話柱			<u>6 5 0</u>		第 1 種電話柱			<u>7 1 0</u>

改 正 前					改 正 後				
	第2種電話柱			<u>1, 0 0 0</u>				<u>1, 1 0 0</u>	
	第3種電話柱			<u>1, 4 0 0</u>				<u>1, 6 0 0</u>	
	その他の柱類			<u>6 5</u>				<u>7 1</u>	
	(略)		(略)				(略)		
	路上に設ける変圧器		1 個	<u>6 4 0</u>			1 個	<u>7 0 0</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所			<u>1, 3 0 0</u>				<u>1, 4 0 0</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>5 5 0</u>				<u>6 0 0</u>	
	地下に設ける変圧器		1 平方メ ートル	<u>3 9 0</u>			1 平方メ ートル	<u>4 3 0</u>	
	広告塔			<u>4, 3 0 0</u>				<u>4, 8 0 0</u>	
その他のもの	<u>1, 3 0 0</u>	<u>1, 4 0 0</u>							
法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が0. 07メートル未満のもの	年	1 メート ル	<u>2 7</u>	法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	年	1 メート ル	<u>3 0</u>	
	外径が0. 07メートル以上0. 1 メートル未満のもの			<u>3 9</u>				<u>4 3</u>	
	外径が0. 1メートル以上0. 15			<u>5 9</u>				<u>6 4</u>	

改 正 前							改 正 後						
	メートル未満のもの							メートル未満のもの					
	外径が0. 1 5メートル以上0. 2 メートル未満のもの					<u>7 8</u>		外径が0. 1 5メートル以上0. 2 メートル未満のもの					<u>8 6</u>
	外径が0. 2メートル以上0. 3メ ートル未満のもの					<u>1 2 0</u>		外径が0. 2メートル以上0. 3メ ートル未満のもの					<u>1 3 0</u>
	外径が0. 3メートル以上0. 4メ ートル未満のもの					<u>1 6 0</u>		外径が0. 3メートル以上0. 4メ ートル未満のもの					<u>1 7 0</u>
	外径が0. 4メートル以上0. 7メ ートル未満のもの					<u>2 7 0</u>		外径が0. 4メートル以上0. 7メ ートル未満のもの					<u>3 0 0</u>
	外径が0. 7メートル以上1. 0メ ートル未満のもの					<u>3 9 0</u>		外径が0. 7メートル以上1. 0メ ートル未満のもの					<u>4 3 0</u>
	外径が1. 0メートル以上のもの					<u>7 8 0</u>		外径が1. 0メートル以上のもの					<u>8 6 0</u>
法第3 2 条第1 項 第3号に 掲げる施 設	自 動 運 行 補	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と	(略)	年	1メート ル	(略)	法第3 2 条第1 項 第3号に 掲げる施 設	自 動 運 行 補	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と	(略)	年	1メート ル	(略)
その他のもの		<u>1 3</u>	その他のもの			<u>1 4</u>							

改 正 前						改 正 後							
	助 施 設	して設置する 導線その他の 線類					助 施 設	して設置する 導線その他の 線類					
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1 本	<u>1, 0 0 0</u>		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1 本	<u>1, 1 0 0</u>	
		その他のもの	上空に設けるもの		1 平方メートル	<u>6 5 0</u>		その他のもの	上空に設けるもの		1 平方メートル	<u>7 1 0</u>	
			地下に設けるもの		1 平方メートル	<u>3 9 0</u>			地下に設けるもの		1 平方メートル	<u>4 3 0</u>	
	その他のもの				1 平方メートル	<u>1, 3 0 0</u>	その他のもの				1 平方メートル	<u>1, 4 0 0</u>	
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				年	1 平方メートル	<u>1, 3 0 0</u>	法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				年	1 平方メートル	<u>1, 4 0 0</u>
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	年	1 平方メートル	A に <u>0. 0 0 5</u> を乗じて得た額		法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	年	1 平方メートル	A に <u>0. 0 0 4</u> を乗じて得た額	
		階数が 2 のもの			A に <u>0. 0 0 8</u> を乗じて得た額				階数が 2 のもの			A に <u>0. 0 0 6</u> を乗じて得た額	

改 正 前						改 正 後					
設		階数が 3 以上のもの			Aに <u>0. 0 1</u> を乗じて得た額	設		階数が 3 以上のもの			Aに <u>0. 0 0 7</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路				<u>2, 1 0 0</u>		上空に設ける通路				<u>2, 4 0 0</u>
	地下に設ける通路				<u>1, 3 0 0</u>		地下に設ける通路				<u>1, 5 0 0</u>
	その他のもの				<u>1, 3 0 0</u>		その他のもの				<u>1, 4 0 0</u>
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		日	1 平方メートル	<u>4 3</u>	法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		日	1 平方メートル	<u>4 8</u>
	その他のもの		月		<u>4 3 0</u>		その他のもの		月		<u>4 8 0</u>
道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	月	1 平方メートル	<u>4 3 0</u>	道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	月	1 平方メートル	<u>4 8 0</u>
		その他のもの	年		<u>4, 3 0 0</u>			その他のもの	年		<u>4, 8 0 0</u>
	標識		年	1 本	<u>1, 0 0 0</u>		標識		年	1 本	<u>1, 1 0 0</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	日		<u>4 3</u>		旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	日		<u>4 8</u>

改 正 前						改 正 後					
条第1号 に掲げる 物件		その他のもの	月		<u>430</u>	条第1号 に掲げる 物件		その他のもの	月		<u>480</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等 際し、一時的に 設けるもの	日	1平方メ ートル	<u>43</u>		幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等 際し、一時的に 設けるもの	日	1平方メ ートル	<u>48</u>
		その他のもの	月		<u>430</u>			その他のもの	月		<u>480</u>
	アーチ	車道を横断する もの	月	1基	<u>4,300</u>		アーチ	車道を横断する もの	月	1基	<u>4,800</u>
		その他のもの			<u>2,100</u>			その他のもの			<u>2,400</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物			年	1平方メ ートル		<u>1,300</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			年
			<u>令第7条第3号に掲げる施設</u>			<u>Aに0.031</u> <u>を乗じて得た額</u>					
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			月	1平方メ ートル	<u>430</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			月	1平方メ ートル	<u>480</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>130</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>140</u>
令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面		年	1平方メ	Aに <u>0.014</u>	令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面		年	1平方メ	Aに <u>0.009</u>

改 正 前					改 正 後				
第 8 号に掲げる施設	下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		一トール	を乗じて得た額	第 8 号に掲げる施設	下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0. 0 2 3</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0. 0 1 7</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		Aに <u>0. 0 0 5</u> を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		Aに <u>0. 0 0 4</u> を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		Aに <u>0. 0 0 8</u> を乗じて得た額			階数が 2 のもの		Aに <u>0. 0 0 6</u> を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		Aに <u>0. 0 1</u> を乗じて得た額			階数が 3 以上のもの		Aに <u>0. 0 0 7</u> を乗じて得た額
その他のもの		Aに <u>0. 0 3 3</u> を乗じて得た額	その他のもの		Aに <u>0. 0 2 5</u> を乗じて得た額				
令第 7 条 第 9 号に掲げる施設	建築物			Aに <u>0. 0 1 4</u> を乗じて得た額	令第 7 条 第 9 号に掲げる施設	建築物			Aに <u>0. 0 1 2</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0. 0 1</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0. 0 0 9</u> を乗じて得た額
令第 7 条	建築物			Aに <u>0. 0 2 3</u>	令第 7 条	建築物			Aに <u>0. 0 2 2</u>

改 正 前					改 正 後				
第 1 0 号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場				を乗じて得た額	第 1 0 号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場				を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0. 0 1</u> を 乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0. 0 0 9</u> を乗じて得た額
令第 7 条 第 1 1 号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面 下に設けるもの			Aに <u>0. 0 1 4</u> を乗じて得た額	令第 7 条 第 1 1 号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面 下に設けるもの			Aに <u>0. 0 1 2</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0. 0 2 3</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0. 0 2 2</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0. 0 3 3</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0. 0 3 1</u> を乗じて得た額
令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具				Aに <u>0. 0 3 3</u> を乗じて得た額	令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具				Aに <u>0. 0 2 5</u> を乗じて得た額
令第 7 条 第 1 3 号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道若 しくは自動車専用道路（高架のもの に限る。）の路面下に設けるもの			Aに <u>0. 0 1 4</u> を乗じて得た額	令第 7 条 第 1 3 号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道若 しくは自動車専用道路（高架のもの に限る。）の路面下に設けるもの			Aに <u>0. 0 1 2</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0. 0 2 3</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0. 0 2 2</u> を乗じて得た額

改 正 前					改 正 後				
	その他のもの			Aに <u>0. 0 3 3</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0. 0 3 1</u> を乗じて得た額	
								<u>令第7条第1 4号に掲げる施設</u>	Aに <u>0. 0 3 1</u> を乗じて得た額
(略)					(略)				

(樫原市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 樫原市準用河川管理条例（平成12年樫原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前						改 正 後									
別表（第7条関係）						別表（第7条関係）									
区分		種別		単位	占用料	摘要		区分		種別		単位	占用料	摘要	
(略)						(略)									
土地 占用	工 作 物 に	第1種電柱		1本 1年につき	<u>730円</u>	(略)		土地 占用	工 作 物 に	第1種電柱		1本 1年につき	<u>800円</u>	(略)	
		第2種電柱		1本 1年につき	<u>1, 100円</u>					第2種電柱		1本 1年につき	<u>1, 200円</u>		

改 正 前						改 正 後							
料	よ る 占 用	第3種電柱		1本 1年につき	<u>1, 5 0 0円</u>	(略)	料	よ る 占 用	第3種電柱		1本 1年につき	<u>1, 7 0 0円</u>	(略)
		第1種電話柱		1本 1年につき	<u>6 5 0円</u>				第1種電話柱		1本 1年につき	<u>7 1 0円</u>	
		第2種電話柱		1本 1年につき	<u>1, 0 0 0円</u>				第2種電話柱		1本 1年につき	<u>1, 1 0 0円</u>	
		第3種電話柱		1本 1年につき	<u>1, 4 0 0円</u>				第3種電話柱		1本 1年につき	<u>1, 6 0 0円</u>	
		公衆電話所		1個 1年につき	<u>1, 3 0 0円</u>				公衆電話所		1個 1年につき	<u>1, 4 0 0円</u>	
	埋 設 又 は 架 設 管 類	外径が0. 4メート ル未満のもの		1メートル 1年につき	<u>1 6 0円</u>	埋 設 又 は 架 設 管 類		外径が0. 4メート ル未満のもの		1メートル 1年につき	<u>1 7 0円</u>		
		外径が0. 4メート ル以上0. 7メート ル未満のもの		1メートル 1年につき	<u>2 7 0円</u>			外径が0. 4メート ル以上0. 7メート ル未満のもの		1メートル 1年につき	<u>3 0 0円</u>		
		外径が0. 7メート ル以上1. 0メート		1メートル 1年につき	<u>3 9 0円</u>			外径が0. 7メート ル以上1. 0メート		1メートル 1年につき	<u>4 3 0円</u>		

改 正 前						改 正 後						
			ル未満のもの						ル未満のもの			
			外径が 1. 0 メートル以上のもの	1メートル 1年につき	<u>7 8 0円</u>				外径が 1. 0 メートル以上のもの	1メートル 1年につき	<u>8 6 0円</u>	
		仮設建築物		1平方メートル 1年につき	<u>1 3 0円</u>	(略)	仮設建築物		1平方メートル 1年につき	<u>1 4 0円</u>	(略)	
		通路橋、通路		1平方メートル 1年につき	<u>1, 2 7 0円</u>		通路橋、通路		1平方メートル 1年につき	<u>1, 3 9 0円</u>		
		その他前各項により難い 工作物		1平方メートル 1年につき	<u>2, 6 0 0円</u>		その他前各項により難い 工作物		1平方メートル 1年につき	<u>2, 8 0 0円</u>		
	そ の 他	原形のままの占用		1平方メートル 1年につき	<u>1 3 0円</u>		そ の 他	原形のままの占用		1平方メートル 1年につき	<u>1 4 0円</u>	
		養魚		1平方メートル 1年につき	<u>3 5 0円</u>			養魚		1平方メートル 1年につき	<u>3 8 0円</u>	

(橿原市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 橿原市法定外公共物管理条例（平成15年橿原市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前					改 正 後				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
区分		基準		単位に対する使用料 (単位 円)	区分		基準		単位に対する使用料 (単位 円)
		期間	単位				期間	単位	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	年	1本	<u>730</u>	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	年	1本	<u>800</u>
	第2種電柱			<u>1,100</u>		第2種電柱			<u>1,200</u>
	第3種電柱			<u>1,500</u>		第3種電柱			<u>1,700</u>
	第1種電話柱			<u>650</u>		第1種電話柱			<u>710</u>
	第2種電話柱			<u>1,000</u>		第2種電話柱			<u>1,100</u>
	第3種電話柱			<u>1,400</u>		第3種電話柱			<u>1,600</u>
	その他の柱類			<u>65</u>		その他の柱類			<u>71</u>
	(略)			(略)		(略)			(略)
	路上に設ける変圧器		1個	<u>640</u>		路上に設ける変圧器		1個	<u>700</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			<u>1,300</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			<u>1,400</u>

改 正 前					改 正 後				
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1 平方メ ートル	<u>5 5 0</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		1 平方メ ートル	<u>6 0 0</u>
	地下に設ける変圧器			<u>3 9 0</u>		地下に設ける変圧器			<u>4 3 0</u>
	広告塔			<u>4, 3 0 0</u>		広告塔			<u>4, 8 0 0</u>
	(略)			(略)		(略)			(略)
	その他のもの			<u>1, 3 0 0</u>		その他のもの			<u>1, 4 0 0</u>
水管、下水道管 、ガス管その他 これらに類する 物件	外径が0． 0 7メートル未満 のもの	年	1 メート ル	<u>2 7</u>	水管、下水道管 、ガス管その他 これらに類する 物件	外径が0． 0 7メートル未満 のもの	年	1 メート ル	<u>3 0</u>
	外径が0． 0 7メートル以上 0． 1メートル未満のもの			<u>3 9</u>		外径が0． 0 7メートル以上 0． 1メートル未満のもの			<u>4 3</u>
	外径が0． 1メートル以上0 ． 1 5メートル未満のもの			<u>5 9</u>		外径が0． 1メートル以上0 ． 1 5メートル未満のもの			<u>6 4</u>
	外径が0． 1 5メートル以上 0． 2メートル未満のもの			<u>7 8</u>		外径が0． 1 5メートル以上 0． 2メートル未満のもの			<u>8 6</u>
	外径が0． 2メートル以上0 ． 3メートル未満のもの			<u>1 2 0</u>		外径が0． 2メートル以上0 ． 3メートル未満のもの			<u>1 3 0</u>
	外径が0． 3メートル以上0			<u>1 6 0</u>		外径が0． 3メートル以上0			<u>1 7 0</u>

改 正 前					改 正 後						
	． 4メートル未満のもの					． 4メートル未満のもの					
	外径が0． 4メートル以上0． 7メートル未満のもの					外径が0． 4メートル以上0． 7メートル未満のもの					
	外径が0． 7メートル以上1． 0メートル未満のもの					外径が0． 7メートル以上1． 0メートル未満のもの					
	外径が1． 0メートル以上のもの					外径が1． 0メートル以上のもの					
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設			年	1 平方メートル	<u>1, 3 0 0</u>	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設			年	1 平方メートル	<u>1, 4 0 0</u>
地下街、地下室 その他これらに類する施設	地 下 街 及 び地下室	階数が1のもの	年	1 平方メートル	Aに <u>0． 0 0 5</u> を乗じて得た額	地下街、地下室 その他これらに類する施設	地 下 街 及 び地下室	階数が1のもの	年	1 平方メートル	Aに <u>0． 0 0 4</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに <u>0． 0 0 8</u> を乗じて得た額			階数が2のもの			Aに <u>0． 0 0 6</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに <u>0． 0 1</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの			Aに <u>0． 0 0 7</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路				<u>2, 1 0 0</u>		上空に設ける通路				<u>2, 4 0 0</u>

改 正 前						改 正 後					
	地下に設ける通路				<u>1, 3 0 0</u>		地下に設ける通路				<u>1, 5 0 0</u>
	その他のもの				<u>1, 3 0 0</u>		その他のもの				<u>1, 4 0 0</u>
露店、商品置場 その他これらに 類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの		日	1 平方メ ートル	<u>4 3</u>	露店、商品置場 その他これらに 類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの		日	1 平方メ ートル	<u>4 8</u>
	その他のもの		月		<u>4 3 0</u>		その他のもの		月		<u>4 8 0</u>
看板、標識、旗 ざお、パーキン グメーター、幕 及びアーチ	看 板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設ける もの	月	1 平方メ ートル	<u>4 3 0</u>	看板、標識、旗 ざお、パーキン グメーター、幕 及びアーチ	看 板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設ける もの	月	1 平方メ ートル	<u>4 8 0</u>
		その他のもの	年		<u>4, 3 0 0</u>			その他のもの	年		<u>4, 8 0 0</u>
	標識		年	1 本	<u>1, 0 0 0</u>		標識		年	1 本	<u>1, 1 0 0</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	日		<u>4 3</u>		旗ざお	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	日		<u>4 8</u>
		その他のもの	月		<u>4 3 0</u>			その他のもの	月		<u>4 8 0</u>
	幕（工事 用施設で あるもの	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	日		1 平方メ ートル		<u>4 3</u>	幕（工事 用施設で あるもの	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの		日

改 正 前						改 正 後					
	を除く。)	その他のもの	月		<u>4 3 0</u>		を除く。)	その他のもの	月		<u>4 8 0</u>
	アーチ	車道を横断する もの	月	1 基	<u>4, 3 0 0</u>		アーチ	車道を横断する もの	月	1 基	<u>4, 8 0 0</u>
		その他のもの			<u>2, 1 0 0</u>			その他のもの			<u>2, 4 0 0</u>
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び 土石、竹木その他の工事用材料			月	1 平方メ ートル	<u>4 3 0</u>	工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び 土石、竹木その他の工事用材料			月	1 平方メ ートル	<u>4 8 0</u>
防火地域内における耐火建築物、仮設建築物					<u>1 3 0</u>	防火地域内における耐火建築物、仮設建築物					<u>1 4 0</u>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理由 道路法施行令の一部改正により、道路占用料等の見直しが行われたため、所要の改正を行うもの